

別表

補 助 対 象		補助率又は補助金額	補助対象者 ()は補助対象者が事業 主体でない場合	採 択 要 件
事 業	経 費			
茶業物価高騰緊急対策事業	<p>安定した生産体制の確保や省エネルギー化を目的に、補助対象者が次に定める事業を行う場合に要する経費</p> <p>1 茶業経営体質強化支援事業 茶工場の製茶機械において、以下の項目の改修に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼設備：火炉及び燃焼箇所改修 ・ 輸送設備：コンベアの改修 ・ 駆動装置：駆動部品（モーター）の改修 ・ 制御装置：制御盤及びインバーターの改修 ・ 粗揉装置：揉手及び底竹の改修 	2分の1以内 (上限額：3,000千円/1施設)	営農集団、農業協同組合等	<p>1 営農集団 次の要件を備えた農業者の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者の定めがあること。 ・ 組織の規約及び管理運営の定めがあること。 ・ 地域計画における目標地区に位置付けられているもの又は位置づけられることが見込まれるものが含まれていること。 ・ 構成員が3戸以上であること。 <p>2 面積要件 茶園面積を1ha以上管理している生産者に限る。 (ただし、農業協同組合が所有する施設を除く。)</p>